

# 低・未利用地活用に関する報告書

平成25年11月

低・未利用地活用庁内検討会

## ～ 目 次 ～

はじめに	1
1. 検討対象とした低・未利用地	2
(1) 低・未利用地の定義	2
(2) 国立市における低・未利用地の現状と課題	2
(3) 検討対象とした低・未利用地	2
(4) 検討対象とした低・未利用地の位置	3
2. 低・未利用地活用の検討方法	4
(1) 検討する際の視点	4
(2) 検討手順	4
(3) 検討手順（フロー図）	5
(4) 有効活用の方策と検討順序	6
(5) 有効活用の方策と検討順序（フロー図）	7
3. 個別案件の検討	8
(1) 市民自然の家建設用地	8
(2) 児童文化センター用地	10
(3) 公共施設整備用地	12
(4) 富士見台4丁目自転車保管場所跡地	14
4. おわりに	17
(1) 本報告書の取り扱いについて	17
(2) 今回検討を行わなかった低・未利用地について	17
(3) その他資産の有効活用について	17
資料編	18

## はじめに

国立市が保有する土地の中には、厳しい財政状況等から購入目的を達成できなくなった後も、資産として十分に有効活用されず、長期にわたって未利用・低利用のままになっているものがある。これら低・未利用地の有効活用については、過去からの懸案となっていた。また、財政改革審議会の最終答申においても、有効活用されていない土地があるとした上で、資産の有効活用が強く求められている。

このような状況を受け、国立市が保有する低・未利用地について、資産として有効活用する方法を検討するため、低・未利用地活用庁内検討会を発足させた。平成 25 年 9 月までに 5 回の会議を開催し、本報告書を作成したので報告する。

## 1. 検討対象とした低・未利用地

### (1) 低・未利用地の定義

本検討会における低・未利用地とは、利用目的を持って取得したが、社会経済情勢の変化等により計画が変更又は廃止され、長い間使用されていない土地や、暫定利用している土地等をいう。

### (2) 国立市における低・未利用地の現状と課題

個別案件について、低・未利用地であるかどうかの判断は議論を呼ぶところであるが、現在、国立市が保有している土地の中にも有効活用されていないと思われる土地がある。これら低・未利用地には、広さや立地条件に恵まれているものもあれば、廃道路・廃水路、道路用地の残地といった活用が困難なものもあり、一口に低・未利用地といっても、その内容はさまざまである。

低・未利用地は市民共有の財産であるにも関わらず、市民サービスのために有効活用されていない財産である。それに加え、土地という財産を保有しているだけで、草刈りなどの維持管理費用だけでなく、事務費や人件費といったコストも必要となる。また、その土地を民間が保有していれば、固定資産税等の収入が見込めることも考慮する必要がある。

これら低・未利用地の有効活用を図ることにより、市民サービスの向上につなげていくことが求められている。

### (3) 検討対象とした低・未利用地

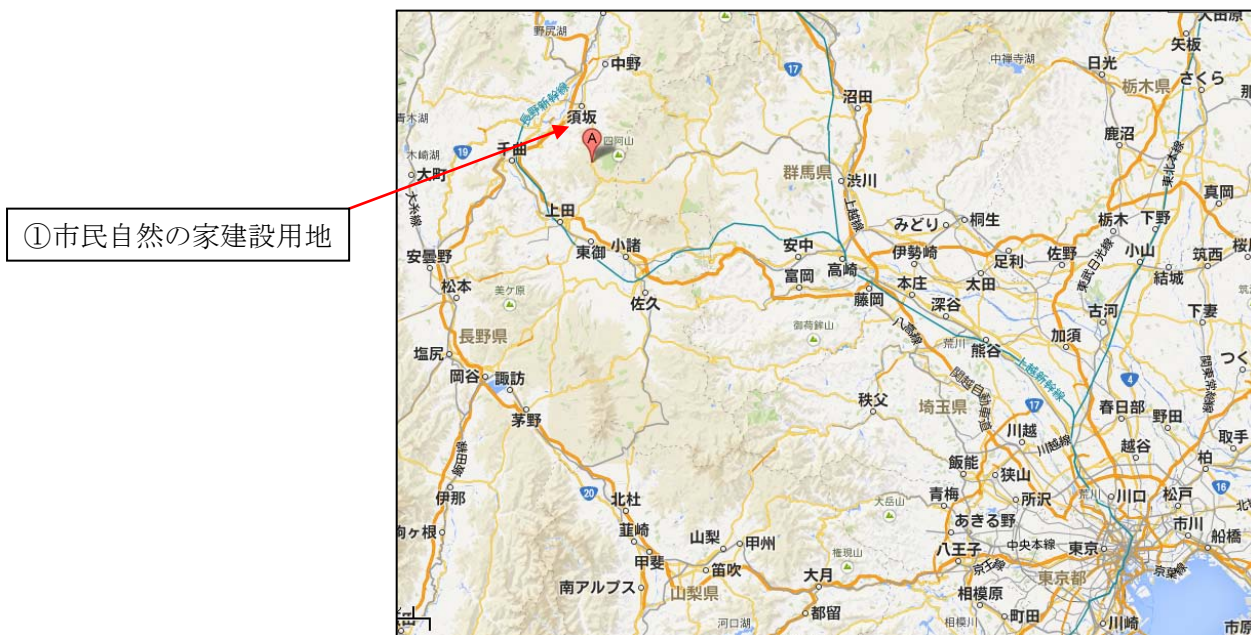
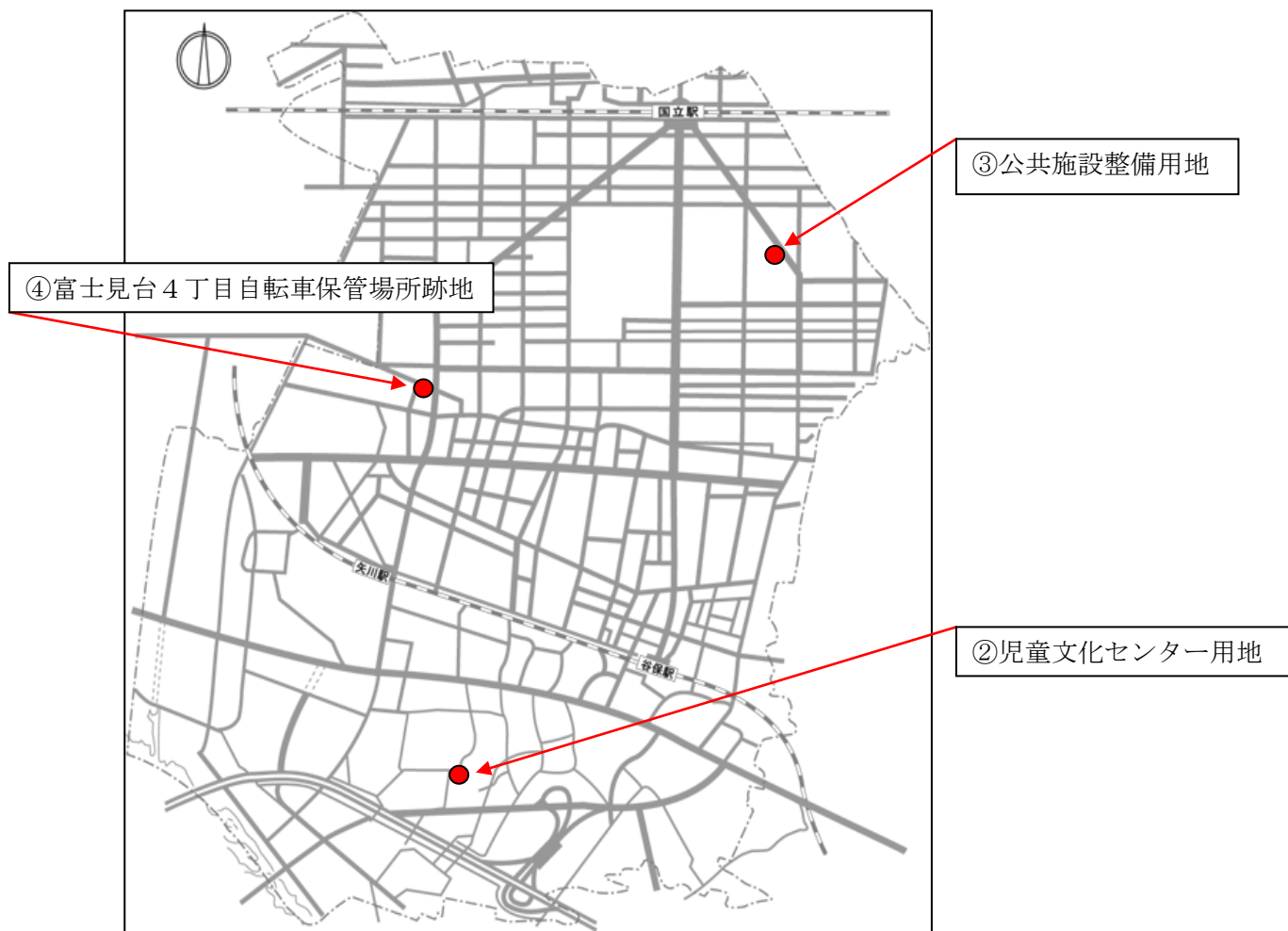
今回は、比較的規模が大きく、過去からの懸案である下記の低・未利用地に絞って活用方法の検討を行うこととした。

#### 検討会で検討する低・未利用地

番号	財産分類	名称	所在地	面積 (㎡)
①	普通財産	市民自然の家建設用地	長野県上田市 菅平高原字菅平 1223 他	19,677.61 ㎡
②	行政財産	児童文化センター用地	谷保 1706-1 他	2,763.38 ㎡
③	行政財産	公共施設整備用地	東 2-9-5 他	1,055.40 ㎡
④	普通財産	富士見台 4 丁目自転車保管場所跡地	富士見台 4-38-2	661.15 ㎡

また、土地開発公社が保有する土地も、広い意味では国立市の低・未利用地に含まれるが、国立駅南口公共施設等用地は、駅周辺まちづくり事業の一環として平成 27 年度に買い戻し、複合施設を建設する予定となっており、都市計画道路 3・4・8 号線用地は、事業化は未定であるが、暫定利用も困難な場所であるため、今回は検討の対象とはしなかった。

(4) 検討対象とした低・未利用地の位置



地図データ© 2013 ZENRIN

## 2. 低・未利用地活用の検討方法

### (1) 検討する際の視点

国立市が保有する土地は市民共有の財産であることから、本来であれば国立市が行政目的で活用することが望ましい。しかし、国立市の保有する土地の中には、厳しい財政状況等から購入目的を達成できなかったものの、資産として有効活用されず、長期にわたって未利用・低利用のままになっているものがある。

そこで、低・未利用地活用方法の検討にあたっては、資産の有効活用という観点から、過去の経過等に捕らわれることなく、「低・未利用地状態を解消する」という覚悟を持って取り組んだ。

### (2) 検討手順

#### ①低・未利用地の利用希望調査

国立市の策定した行政計画の中には、検討対象低・未利用地の具体的な活用方針についての記載はない。しかし、新たな行政需要等についても捕捉するため、検討対象低・未利用地の利用希望の有無について、庁内へ調査を実施した。

#### ②現地視察

現在の利用状況が明らかでない土地については、現地視察を実施した。

#### ③基本情報シートの作成

今後の議論の基礎資料として、低・未利用地ごとの基本情報、取得状況及び現在の状況、利用予定を共通のフォーマットにまとめた。

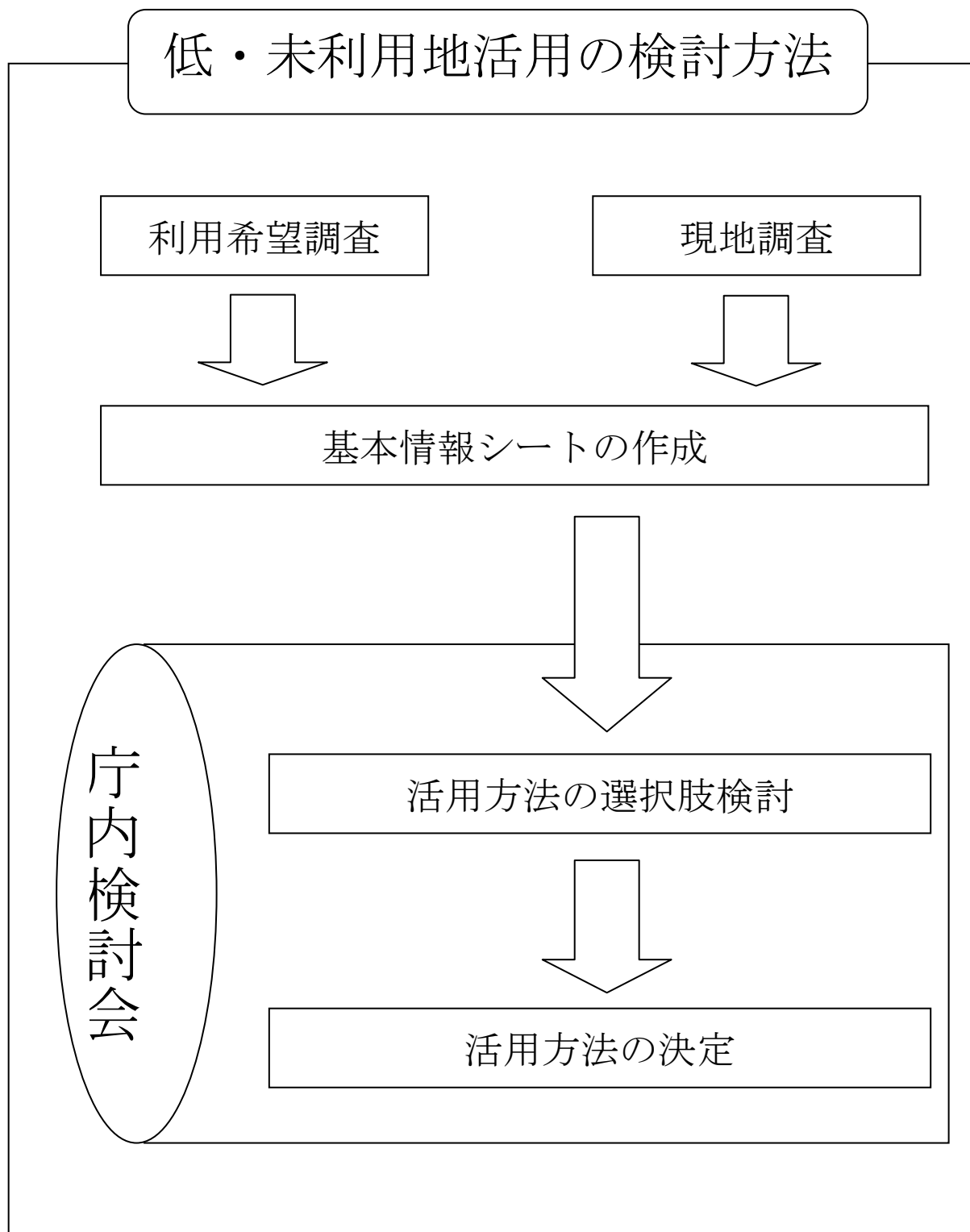
#### ④実現可能な選択肢検討

低・未利用地ごとに条件が異なるため、個別に活用方法について検討し、実現可能な選択肢を提示した。なお、検討にあたっては、庁内検討会の委員の他、関係部署の職員も参加した。

#### ⑤活用方法の決定

実現可能な選択肢の中で、資産の有効活用という観点から最もふさわしい活用方法を選択し、庁内検討会の結論として報告する。

(3) 検討手順 (フロー図)



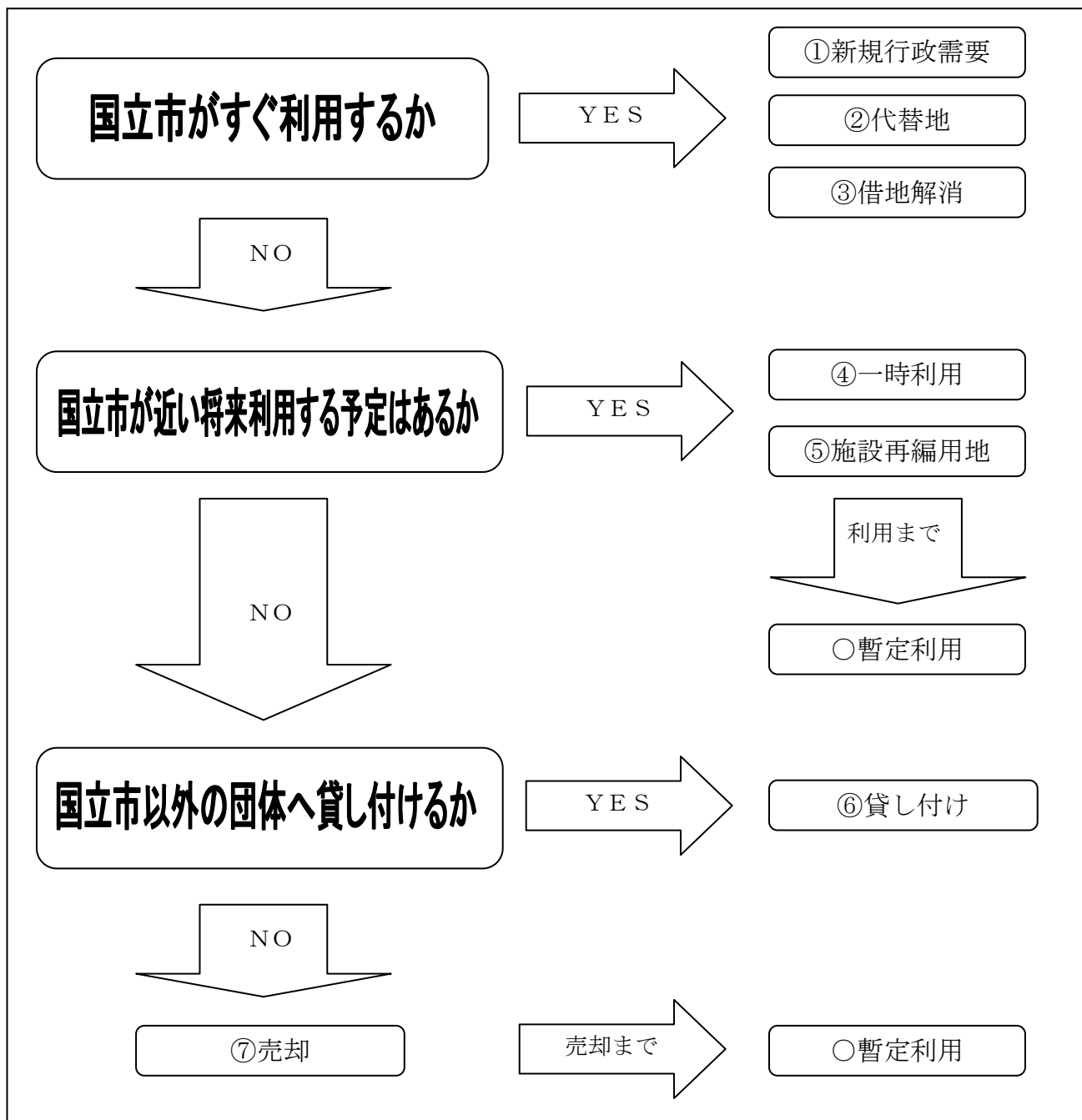
#### (4) 有効活用の方策と検討順序

低・未利用地の活用方法を検討するにあたっては、資産の有効活用という観点から、複数の実現可能な選択肢から一つに絞り込む必要がある。その際の、検討順序としては下記のとおりとした。

国立市がすぐ利用する		
①	新規行政需要	国立市が保有する土地は市民共有の財産であることから、国立市が行政目的で活用することが望ましい。
②	代替地	代替地として交換・売却することは、間接的ではあるが行政目的に沿う活用となる。
③	借地解消	借地により行政サービスを実施している場合は、その機能を他の市有地に移すことにより恒久的なサービス提供が可能となる他、歳出（土地借上料）の縮減も図られる。
国立市が近い将来利用する		
④	一時利用	保育園大規模改修工事の際に仮園舎を建設する場合など、近い将来に一時的な利用が予定されている場合は、それまでの期間、暫定利用により土地を保有し続けることが望ましい。結果、途切れることなく行政サービスを提供することができる。
⑤	施設再編用地	今後、公共施設マネジメント基本方針に沿った形で、既存施設の統廃合や建替えを検討していかなくてはならないが、その際に土地を保有していれば選択肢が増えるため保有し続ける。
貸し付ける		
⑥	貸し付け	国立市が活用できない場合であっても、他の団体に対して貸し付けることによって有効活用することができる。公益目的での貸し付けや、収入確保のための貸し付けがある。
売却する		
⑦	売却	有効に活用する方法がない土地については売却し、その不動産売払収入を今後の資産形成の際に活用し、もって資産の有効活用とする。
暫定利用する		
○	暫定利用	市が近い将来利用する場合の利用までの期間や、売却までの期間など、資産を有効活用できない期間についても、暫定的な利用により歳入確保を図り、近隣住民のためのスペースとして活用することを検討する。



(5) 有効活用の方策と検討順序 (フロー図)



### 3. 個別案件の検討

#### (1) 市民自然の家建設用地

##### 【基本情報】

財産名称	(普通財産) 市民自然の家建設用地
土地の所在地	長野県上田市菅平高原字菅平 1223 他
土地面積	19,677.61 m <sup>2</sup>
用途地域	都市計画区域外
所管部署	総務課

##### 【取得状況及び現在の状況】

■取得状況	
取得時期	昭和 46 年度
取得価格	5,987,467 円 (別途、道路舗装工事費等 18,455,800 円)
取得先	地権者から買収
取得目的	小中学校の林間学校施設用地等
取得経緯	昭和 46 年度に国立市と田無市で合同購入後、くじ引きにより用地を割り当て、両市にて分割不動産登記をした。昭和 50 年度には田無市の保養施設建設に伴い開発工事関係費を支払い、道路や上下水道整備を実施した。
その後の経緯	遠く、地形も悪いということで、建設計画は見送られた。昭和 54 年度に市民の夏季保養施設 (社会教育施設) へと目的変更し、教育委員会所管の行政財産となった。平成 19 年度に行政財産の用途廃止をし、普通財産となった。
■現在の状況	
利用状況	未利用。数年に一度、現地状況を確認している。
年間維持管理費	平成 24 年度実績 0 円
課題	傾斜地であるため、建物はおろかテニスコートなどの運動施設の建設すらままならない土地である。また、国立からの距離も遠く不便であることから、適切な維持管理をすることも難しい土地である。

##### 【利用予定】

■所管部署における利用計画	
利用計画の有無	利用計画なし
■他部署における利用要望	
利用要望部署	なし
内容	なし

【活用方法の選択肢】

■活用方法① : 売却	
理由	国立市として有効活用する方法はなく、土地の所有に伴って必要な事務費や人件費といった経費や、山火事や不法投棄といったリスクを考慮すると、土地を手放すことが望ましい。売却することにより、不動産売却収入が見込める。
課題	土地の形状等を考えると、不動産として単体で売却をかけることは難しい。また、経年による土の堆積や降雨による浸食で、境界石の所在が分からなくなっている箇所がある。実際に売却する場合、測量等の費用が発生する可能性がある。
■活用方法② : 寄附	
理由	公的な団体（上田市、国）に寄附することにより、土地を所有することに伴う経費やリスクをなくすることができる。また、公的な団体が管理することにより、菅平の自然を後世まで残すことができる。
課題	上田市においては、過去に寄附について打診したところ、断られた経過がある。

【結論】

「売却又は寄附」を、本検討会の結論とする。

現地視察も行い検討したが、この土地の有効活用は、ほぼ不可能であると言わざるを得ない。また、土地の所有に伴う経費やリスクを考えると、土地を手放すことが望ましい。

用地取得とその後の整備に費用をかけていることを考えると、少しでも収入が見込める売却を目指すべきである。また、土地の形状等を考えると、不動産として単体で売却をかけることは難しいことから、隣接する西東京市と連携し、売却するのが現実的である。

売却が実現しなかった場合、もしくは売却に要する経費が多額と見込まれる場合は、公的な団体への寄附を打診すべきである。

(2) 児童文化センター用地

【基本情報】

財産名称	(行政財産) 児童文化センター用地
土地の所在地	国立市谷保 1706-1 他
土地面積	2,763.38 m <sup>2</sup>
用途地域	第一種低層住居専用地域
所管部署	児童青少年課

【取得状況及び現在の状況】

■取得状況	
取得時期	平成6年度～平成9年度の4年にわたり購入
取得価格	779,035,514円(別途、買戻時の起債完済までの見込み利息311,878,708円)
取得先	土地開発公社から買収
取得目的	児童文化センター建設のため
取得経緯	相続発生時に生産緑地として買取りの申し出があった。当時の基本計画上、児童文化センターの建設が計画されており、自然環境等主要条件に照らして最適地であることから取得することにした。平成5年8月に土地開発公社に先行取得の依頼をし、同年12月に公社が買収した。それを平成6年度から4年で買戻した。
その後の経緯	国立市農業委員会が平成7年度から、くにたち文化・スポーツ振興財団が平成8年度から、体験水田として利用を始めた。その後、児童文化センターの建設については、財政事情を考慮し建設凍結となった。
■現在の状況	
利用状況	城山南土地区画整理事業地。平成23年度までは下記の用途で利用していた。市内小学校5年生対象の稲作体験用地(農業委員会に使用許可)、一般市民対象の親子稲作体験用地(くにたち文化・スポーツ振興財団に使用許可)。
年間維持管理費	平成24年度実績 0円
課題	買戻しに際し、東京都振興基金より借入れを行っており、その最終償還日が平成30年2月1日となっている。「児童文化センター用地」という起債目的のため、他の用途で利用する場合は、繰上償還が必要となる可能性がある。

【利用予定】

■所管部署における利用計画	
利用計画の有無	利用計画なし
■他部署における利用要望	
利用要望部署	産業振興課、生涯学習課
内容	従前通り、稲作体験用地として利用したい。

【活用方法の選択肢】

<b>■活用方法①</b> : 稲作体験用地	
理由	<p>児童文化センター建設という取得目的は達成できなかったが、稲作体験用地として15年以上利用されてきた実績があり、市民からも喜ばれている。</p> <p>城山公園周辺は、雑木林、ハケ、水路、田んぼといった自然の多く残る地域である。この城山一帯を里山として残していこうという「城山の里山づくり事業」の中でも、体験水田が位置付けられている。これを受け、国立市城山南土地区画整理事業においても、水路を切り回し、この土地を田んぼとして利用できるように整備していくこととなっている。</p>
課題	行政財産の名称変更や、それに伴う所管部署の変更を行う必要がある。
<b>■活用方法②</b> : プレーパークの拡大	
理由	<p>児童文化センター建設のために取得した土地であるため、児童のために活用できた方がよい。そうした観点からはプレーパークの拡充という活用方法もありうる。国立市城山南土地区画整理事業により新設される公園でプレーパークを実施する予定だが、その範囲を拡大することにより、より魅力的な事業を行うことができる。</p>
課題	<p>長い間、市民に親しまれてきた稲作体験事業ができなくなってしまう。</p> <p>起債の繰上償還を行う必要がある。</p>
<b>■活用方法③</b> : 売却	
理由	まとまった広さの土地であり、売却すれば不動産売払収入が見込める。
課題	土地購入者の利用方法によっては、城山の里山づくり事業で目指すべき姿が実現できなくなる恐れがある。起債の繰上償還を行う必要がある。

【結論】

「稲作体験用地としての活用」を、本検討会の結論とする。国立市城山南土地区画整理事業の換地処分が行われるタイミングで、減歩に伴う面積変更と合わせて、行政財産の名称と所管部署の変更を行うべきである。

土地の取得目的とは異なる利用状況であるため、低・未利用地と位置付けてはいるものの、稲作体験用地として15年以上利用されてきた実績があり、市民からも喜ばれていることは評価できる。また、「城山の里山づくり事業」の中でも稲作体験が位置付けられていることから、体験水田を継続するという事に関する合意ができつつある状態であると言える。稲作体験用地として活用するという意思決定を行い、行政財産の名称等も実態に即した形に改める必要がある。

(3) 公共施設整備用地

【基本情報】

財産名称	(行政財産) 公共施設整備用地
土地の所在地	国立市東2丁目9番地の5他
土地面積	1,055.40 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域、第一種低層住居専用地域
所管部署	政策経営課

【取得状況及び現在の状況】

■取得状況	
取得時期	平成4年度～平成8年度の5ヵ年にわたり購入
取得価格	1,003,092,681円(別途、買戻時の起債完済までの利息466,699,974円)
取得先	土地開発公社から買収
取得目的	複合公共施設建設のため
取得経緯	地権者から当該土地の売払いについての話があり検討を始めた。 当時の基本計画上、地域施設の配置を予定している地域ということもあり、地域集会所を含め、複合公共施設建設用地(行政財産)として取得することにした。土地開発公社が用地取得し、国立市がそれを買戻した。
その後の経緯	財政事情を考慮し建設凍結となった後、地域市民と協働し、暫定的に広場として開放していくこととなった。和光保育園の大規模修繕工事の際は、仮園舎用地として貸し付けた。
■現在の状況	
利用状況	あさひふれあい広場として開放している。
年間維持管理費	平成24年度実績 33,461円(謝礼、需用費)
課題	財政改革審議会においても、有効活用されていないと指摘されている。 広場としての暫定利用が長期化しており、地域の盆踊りの際に利用されている。

【利用予定】

■所管部署における利用計画	
利用計画の有無	利用計画なし
■他部署における利用要望	
利用要望部署	道路下水道課
内容	都市計画道路用地買収のための代替地として利用したい。

【活用方法の選択肢】

■活用方法①：都市計画道路用地買収のための代替地として売却	
理由	代替地として売却することにより、都市計画事業の進展に大きく貢献できる。また、不動産売払収入を基金に積み立て、後年度の都市計画道路用地買収費に充当することにより、公共施設として資産を付け替えたこととなる。
課題	広場としての暫定利用が長期化しており、地域の盆踊りやお祭りの際に利用されている。
■活用方法②：現状維持（あさひふれあい広場）	
理由	広場としての暫定利用が長期化しており、盆踊りやお祭りなども定着している。まとまった広さを持った土地であるため、公共施設再編計画ができるまでは、複合公共施設建設用地としての選択肢を残しておくべきである。
課題	財政改革審議会の最終答申においても、有効活用されていないという指摘がなされている。

【結論】

「都市計画道路用地買収のための代替地として売却」を、本検討会の結論とする。

この土地は、複合公共施設用地として購入したものの、財政状況の悪化により施設建設が凍結された後、「あさひふれあい広場」として暫定利用してきた。しかし、財政改革審議会の最終答申においても、有効活用されていないという指摘がなされており、今後の方向性が求められていた。

公共施設マネジメント基本方針の中で、「施設の複合化」が位置付けられているため、この土地についても、複合公共施設の建設用地として議論の俎上に上がる可能性もある。しかし、これまで将来需要の可能性を考慮するあまり活用方法を決められなかったことも忘れてはならない。また、財政状況が一向に好転していないこと、土地の取得当時とは社会情勢が変化していることもある。社会情勢の変化としては、国立駅周辺整備の中で複合公共施設が検討されていることや、公共施設マネジメント基本方針で「新規整備の抑制」が明確に位置付けられたことも挙げられる。よって、公共施設再編計画がない現状においては、将来需要の可能性について考慮しないこととした。

国立市が保有する土地は、国立市が行政目的で利用することが望ましいという観点から、庁内各部署に利用希望調査を実施したところ、道路下水道課より「都市計画道路用地買収のための代替地として利用したい」という要望が寄せられた。代替地として売却することにより、都市計画事業の進展に大きく貢献できること、地元商店街の賑わいにも寄与できる可能性があることから、都市計画道路用地買収のための代替地として売却することを、本検討会の結論とした。

(4) 富士見台4丁目自転車保管場所跡地

【基本情報】

財産名称	(普通財産) 富士見台4丁目自転車保管場所跡地
土地の所在地	国立市富士見台4丁目38番地の2
土地面積	661.15 m <sup>2</sup>
用途地域	第一種低層住居専用地域
所管部署	総務課

【取得状況及び現在の状況】

■取得状況	
取得時期	昭和45年度
取得価格	29,994,197円
取得先	地権者から買収
取得目的	公立幼稚園建設のため
取得経緯	地権者との交渉により、昭和46年3月10日に契約が成立した。
その後の経緯	公立幼稚園用地として購入したものの、さまざまな理由により建設は断念。昭和57年度から放置自転車の一時保管場所としての利用を始める。平成12年度、自転車保管場所用地として行政財産に変更。平成20年度、用途廃止に伴い普通財産に変更。
■現在の状況	
利用状況	放置自転車の一時保管場所
年間維持管理費	平成24年度実績 117,684円(除草等委託料)
課題	立地の良い場所にも関わらず活用状況が十分でないと指摘されており、有効利用が求められている。

【利用予定】

■所管部署における利用計画	
利用計画の有無	利用計画なし
■他部署における利用要望	
利用要望部署	交通課
内容	放置自転車の一時保管場所として利用したい。



## 【活用方法の選択肢】

<b>■活用方法①</b> : 放置自転車の一時保管場所	
理由	現在、移送自転車の保管場所は泉自転車保管場所の1箇所しかなく、保管スペースに余裕がなくなっている。今後、夜間撤去等を実施していくためには、新たな保管場所の確保が必要である。また、過去に自転車保管場所として利用していたため、整備に要する費用は少なく済む。
課題	自転車保管場所のあり方として、地価の高い富士見台地区にあるべきなのか検討する必要がある。
<b>■活用方法②</b> : 地域集会施設	
理由	平成23年度に「富士見台4丁目に集会施設設置を求める陳情」が採択されている。
課題	地域コミュニティ庁内検討会報告書でも確認された地域集会施設の設置基準である500mメッシュという考え方や、新規整備の抑制や複合化を求める公共施設マネジメント基本方針との整合性を図る必要がある。
<b>■活用方法③</b> : 貸し付け	
理由	国立市の施策に合致する社会福祉法人等に事業用地を貸し付けることにより、公益目的での活用ができる。営利企業を含めた公募を行い、適正な価格で貸し付けることにより、土地を保有したまま収入を確保することができる。
課題	庁内に低・未利用地の利用希望調査を実施したが、公益目的の貸し付けでの利用希望はなかった。営利目的の民間企業とは立場が異なるので、公益性や地域振興といった視点が求められる。
<b>■活用方法④</b> : 売却	
理由	有効活用の方法がない以上、売却についても検討する必要がある。
課題	一度売却してしまうと、同じ規模の用地を確保するのは難しい。

## 【結論】

「期限を決めて活用方法を検討し、決まらなかった場合は売却」を本検討会の結論とする。

まずは、交通課から利用希望の寄せられた自転車保管場所について検討をした。自転車保管場所の必要性は理解するものの、地価の高い富士見台4丁目に設置する必要性はないこと、代替地が見つかりそうであること等から、優先順位は低いと判断した。

次に、平成23年度に「富士見台4丁目に集会施設設置を求める陳情」が採択されていることを受け、地域集会施設についての検討を行った。地域の住民が歩いて行ける範囲として、地域集会施設を500mメッシュで整備するという考え方によると、この地域は矢川集会所の範囲内である。また、公共施設マネジメント基本方針の中では、新規整備の抑制や、学校を地域コミュニティの中核とした施設の複合化を提言している。さらに、都営矢川北アパートの建替えにあたり、地域開放型集会施設についても協議を行っているところである。これらのことを総合的に考えると、この土地に新規集会施設を建設することは妥当でないと判断した。

次に、貸し付けについて検討した。庁内に利用希望調査を実施したが、公益目的の貸し付けでの利用希望はなかった。この土地の用途地域は第一種低層住居専用地域であり、企業誘致の対象である産

業誘導地域ではなく、また、店舗や事務所といった利用も難しいため、歳入確保のための貸し付けは困難であることが分かった。

これまで有効活用の方策を検討してきたが、それがない以上、売却についても検討する必要がある。不動産売払収入は今後の公共施設整備にも使えるため、売却も有効な活用方法と言える。その資金をもって、行政目的により用途地域を選びながら地価の高くない土地を購入すれば、もっと広い土地が購入でき、例えば自転車保管場所用地等にも利用できる。しかし、一度売却してしまうと、同じ規模の用地を確保するのは難しいという側面もあるため、慎重な判断が求められる。

そこで、期限を決めて活用方法を再検討し、それでも決まらなかった場合は売却するのが望ましい。具体的には、次期基本構想・基本計画を策定していく過程で、今後必要となる行政サービス（施設）についても検討していくこととなるが、その際に富士見台4丁目用地も候補地の一つとして検討する。この2ヵ年にわたる検討の中でも活用方法が決まらなかった場合は、売却を目指すべきである。

#### 4. おわりに

##### (1) 本報告書の取り扱いについて

この検討会では、4箇所的低・未利用地について、実現可能な選択肢を検討し、資産の有効活用という観点から、最もふさわしい活用方法を選択し報告する。今後、この報告書に基づいた議論を経て活用方針を決定し、有効活用に向けた取り組みを着実に実行していく必要がある。

##### (2) 今回検討を行わなかった低・未利用地について

この検討会においては、低・未利用地のうち、比較的規模が大きく、過去からの懸案であるものに絞って活用方法の検討を行った。今回検討を行わなかった低・未利用地についても、事務事業評価や予算編成の際に、資産として有効活用する方法がないか、売却といった選択肢も含めて検討する必要がある。

##### (3) その他資産の有効活用について

普通財産として貸し付けをしている土地や、有償で借地している土地など、今回検討した低・未利用地以外の資産についても、資産の有効活用という観点から再度見直す必要がある。

例えば、資材置場用地、ゲートボール場専用コート用地、児童遊園用地などは、その在り方について検討する必要がある。特に、市民サービスの水準を下げずに行政の努力で対応できることについては、優先的に取り組む必要がある。

また、市役所本庁舎駐車場のコインパーキング化といった歳入確保に向けた取り組みについても検討していかななくてはならない。

以上

# 資 料 編

## 低・未利用地活用庁内検討会設置要領

(目的)

第1条 国立市が保有する低・未利用地について、資産として有効活用する方法を検討するため、低・未利用地活用庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 検討対象となる低・未利用地の具体的な活用方法に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、低・未利用地の活用に関して必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員長及び委員の8人をもって組織する。

- 2 委員長は、特命担当課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事項を検討し、その結果を市長に報告するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

低・未利用地活用庁内検討会 委員名簿

職		氏名
政策経営部	政策経営課長	馬橋 利行
	政策経営係長	脇領 広
	特命担当課長	黒澤 重徳
	資産活用担当係長	松原 謙
行政管理部	総務課長	平 康浩
	庶務管財係長	長野 正樹
子ども家庭部	児童青少年課長	田代 和広
	児童・青少年係長	西野 克好

委員長

低・未利用地活用庁内検討会 経過

月日	会議	検討事項
平成 25 年 8 月 21 日	検討会設置	
平成 25 年 8 月 23 日	第 1 回	国立市における低・未利用地の現状と課題
平成 25 年 8 月 27 日	第 2 回	低・未利用地活用の優先順位 児童文化センター用地の検討 市民自然の家建設用地の検討
平成 25 年 9 月 4 日	第 3 回	公共施設整備用地の検討 富士見台 4 丁目自転車保管場所跡地の検討
平成 25 年 9 月 6 日	第 4 回	富士見台 4 丁目自転車保管場所跡地の検討（続き） 報告書（案）の検討
平成 25 年 9 月 17 日	第 5 回	報告書（案）の決定
平成 25 年 11 月		報告書の決定